

厚生発0131第5号

令和6年1月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資について

標記について、株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付の貸付条件が下記のとおり改正され、令和6年1月31日から適用されることとなりましたので、御了知の上、貴管下関係団体等に対して周知方よろしく申し上げます。

なお、関連する融資制度要綱等については、別途通知いたしましたので念のため申し添えます。

記

1 「生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付」の創設

(1) 貸付対象

令和6年能登半島地震の被害を受けた者のうち、次のいずれかに該当する生活衛生関係営業者

- ① 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた生活衛生関係営業者又は組合等並びに同災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた生活衛生関係営業者又は組合等（以下「直接被害者」という。）
- ② 直接被害者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた生活衛生関係営業者又は組合等（以下「間接被害者」という。）
- ③ 令和6年能登半島地震による災害に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれ

がある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれるもの。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者に限る。

(2) 対象となる貸付制度

① (1) の①及び②に係るもの

生活衛生資金貸付（ただし、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付、生活衛生特別貸付（生活衛生関係営業企業再生貸付を除く。）、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付、挑戦支援資本強化特例制度及び設備資金貸付利率特例制度を適用する貸付けを除く。）とする。

② (1) の③に係るもの

生活衛生セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）とする。

(3) 貸付限度

① (1) の①及び②に係るもの

各貸付制度に規定する貸付限度に6,000万円（組合等については、5,000万円）を上乗せした額とする（別に定めるところによる災害貸付のうち、令和6年能登半島地震により被害を受けた者を対象とするものに係る貸付残高含む。）。

② (1) の③に係るもの

既往貸付残高にかかわらず5,700万円とする。

(4) 貸付利率

基準利率とする。ただし、次の要件に該当するものについては、それぞれに定める利率とする。

ア (1) の①に係るもの

(2) の①に定める各貸付制度に規定する貸付利率とする。ただし、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明（罹災証明書又は被害証明書のほか、被害届出証明書等を含む。）を市町村長その他相当な機関から受けたもの又は同災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備の復旧に必要とするものについては、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率－0.9%、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率－0.5%とする。また、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の既存債務の返済を資金用途とする部分については基準利率（ただし、標準営業約款に従って営業を行う旨の登録を受けた営業者に係る貸付金及び生活衛生関係営業企業再生貸付については別に定める特別利率①）とする。

イ (1) の②に係るもの

(2) の①に定める各貸付制度に規定する貸付利率とする。

ウ (1) の③に係るもの

(2) の②に定める貸付制度に規定する貸付利率とする。

(5) 貸付期間

20年以内とする。ただし、運転資金については、15年以内とする。

なお、適用する貸付制度に規定する貸付期間が、この貸付期間より長い場合は、当該貸付期間を適用する。

(6) 据置期間

5年以内とする。

(7) 取扱期間

令和6年3月31日までとする。

2 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）の拡充等

(1) 貸付対象者

令和6年能登半島地震による被害を受けた者であって、小規模事業者に該当し、かつ、生活衛生同業組合（組合が未結成の場合は都道府県指導センター）が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれるもののうち、次のいずれかに該当する生活衛生関係営業者

① 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者（そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明（罹災証明書又は被害証明書のほか、被害届出証明書等を含む。）を市町村長その他相当な機関から受けた者）又は同災害に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者

② 直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は組合等から受けた者

(2) 貸付限度

2,000万円とは別枠で1,000万円とする。

(3) 貸付利率

① (1) の①に係るもの

当初3年間、1,000万円の範囲で、経営改善利率 -0.9% とする。4年目以降は、経営改善利率とする。

② (1)の②に係るもの

当初3年間、1,000万円の範囲で、経営改善利率 -0.5% とする。4年目以降は、経営改善利率とする。

(4) 取扱期間

令和6年3月31日までとする。